

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年11月5日(木)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
16番	神原均

5. 会議録署名委員 1 1 番 南 和 弘  
1 2 番 芳 川 清 志

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 2 号	相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について（納税猶予（出口））
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について（利用権設定）
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について（農地中間管理権）
議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について（利用権転貸）
報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について（5 条届出）
報告第 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約）

8. 傍聴人 1 人

9. 会議の経過

(会長)

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。今日は委員会が始まる前にですね、本日、傍聴のですね、審議傍聴申請というのがあります。個人情報についてはですね、十分に配慮して議事の進行をお願いをしたいということですね、冒頭ちょっと皆さん方をお願いだけしておきます。それでは、これから始めたいと思います。

(事務局長)

皆さん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので令和2年第11回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、本日は神原委員から欠席届けをいただいておりますのでご報告させていただきます。そして、本日、山口委員からも欠席をしたいという旨の連絡がございましたので、お二人欠席ということになります。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立となっております。

また、さる10月26日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をさせていただきます。

4番 上田幸子委員

5番 上田隆健委員

6番 中村委員

8番 内田裕夫職務代理者

事務局2名にて実施をしております。

それでは、開催にあたりまして、田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 3件

(会長)

議案第2号	相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について（納税猶予（出口））	4件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）	7件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（農地中間管理権）	1件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権転貸）	1件
報告第1号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について（5条届出）	1件
報告第2号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約）	1件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名をいたします。11番の南委員、12番の芳川委員です。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案書に基づき議事のほうを進めてまいります。まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号受付番号21の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号21の該当地については、ハウス内についても、きれいに整理されていることを確認しましたので、特に問題はないものと思われまます。

(会長)

はい、どうも。それでは、議案第1号受付番号21について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それではですね、議案第1号受付番号21につきまして議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本日はですね、補足説明とさせていただきますまして、書類を別途用意させていただいております。書類は左肩にクリップ留めをした令和2年第11回久御山町農業委員会定例総会補足説明と書かれた資料でございます。こちらの補足説明につきましては、この記載のとおりとなっております。

なおですね、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、議案書2ページにお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号21につきまして、何かご意見ご質問等があれば賜りたいと思います。どなたからでも結構ですし、ご意見ご質問があれば。よろしゅうございますか、よろしいですか。

はい、●●委員。

(●●委員)

今日、傍聴があるということですが、ここの所有者でも良いんですか。ここの所有者でも、傍聴はいけるんですか。

(会長)

傍聴。

(事務局)

はい、傍聴に関しましては、どなたでも公開されておりますので、あかの他人の方でも。

(●●委員)

自分の所有物件でもいけるわけですか、おかしいと思うけど。

(事務局)

自分の所有案件であろうがどうであろうが傍聴は可能となっております。

(●●委員)

そうしたら、前回言った物件につきましては、きれいにしていただいたということですので、今後、これこういう新規ですので、新規物件については、やはり調査をきっちり事務局もしていただくように。していただくということは、私からも伝えるし、今後、こういう化けそうな物件については、やはり気をつけて、地元の委員さんと相談しながら、今後やっていただきたいということでございます。以上です。

(会長)

その他、何かご質問とかご意見ございますか。よろしいですか。それではその他、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号21に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号21については許可することに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第1号受付番号22と受付番号23につきましては、●●委員に係る案件でありますので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了までご退席をお願いをいたします。

(●●委員 午後1時40分 退席)

(会長)

それでは、議案第1号受付番号22と受付番号23の案件について、現地調査の報告をよろしくお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号22と23の該当地については、特に問題がないものと思われま

(会長)

それでは、受付番号22について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号22につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

また、議案書4ページにお付けしております農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号22の案件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号22に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号22については許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号23、23について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号23につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 3 ページをご覧ください。

また、こちらにつきましては議案書 6 ページにお付けしております農地法第 3 条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 1 号受付番号 2 3 について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 2 3 に許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 1 号受付番号 2 3 について許可することに決定をいたします。

(●●委員 午後 1 時 4 3 分 入室)

(会長)

続きまして、議案第 2 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)を議題といたします。

それでは、議案第 2 号の案件について、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第 2 号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号 4 から受付番号 7 の該当地については、特に問題ないものと思われま。

(会長)

それではまず、議案第 2 号受付番号 4 について、事務局から説明を願います。



(事務局)

議案第2号受付番号4につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号4について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号4について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

それでは議案第2号受付番号5について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号5につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号5について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号5について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

それでは議案第2号受付番号6について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号6につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号6について、何かご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。同じく出口部分ですが、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号6について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

それでは続きまして、受付番号7ですね、議案第2号受付番号7について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号7につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号7について、ご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号7について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして議案第3号ですね、議案第3号に移ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第3号受付番号112から受付番号115について、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号112から受付番号115の該当地につきましては、特に問題ないと思われれます。

なお、受付番号113につきましては、草が生えていましたが、借り手が容易に除草できる程度であり、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

はい、どうもご苦労さまでした。それでは利用権の設定につきまして、事務局のほうから少し説明をお願いいたします。

(事務局)

利用権設定につきましては、農地の貸し借りの案件でございます。

それでは、議案第3号受付番号112につきまして議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページと9ページ、2ページに渡っておるところでございます。

また、議案書12ページに利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書を付けさせていただいております。こちら議案書12ページでございますように、耕作面積がゼロとなっておりますけれども、この度、この法人化なされました会社でございますして、こちらの代表取締役の方がですね、個人経営時に経営されておった農地の面積につきましては、このかっこ書きの中に書かれておるものがございます。この度、初めて会社で借り受けるというような案件でございます。こちらの調書等をご覧くださいになってですね、審議をよろしく願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号112ですね、まず112について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号112について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号113ですね、113について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号113につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。こちらのほう、先ほど現地調査報告でも報告がありましたようにですね、草が生えておった案件でございます。なおですね、現地調査後にですね、草刈りを実施いただきました。こちらが先ほど見ていただきました補足説明のクリップ留めしている書類の2枚目ですね、こういった写真を付けさしてもらっております。このようなかたちでですね、先行して草刈りを実施されたというような案件でございます。

なおですね、こちらにつきましても議案書14ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号113について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号113について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長) 続きまして受付番号 1 1 4 について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 1 1 4 につきましては議案書 1 5 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 1 ページをご覧ください。

またこちらにつきましても、議案書 1 6 ページにお付けしております農業経営の状況等及び 1 8 条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 受付番号 1 1 4 について、何かご意見ご質問はございませんか。

引き続き、利用権の設定ですがよろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 1 1 4 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号 1 1 5、1 1 5 について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 1 1 5 につきましては議案書 1 7 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 2 ページをご覧ください。

またこちらにつきましても、議案書 1 8 ページにお付けしております農業経営の状況等及び 1 8 条調書

(事務局) もご覧になり審議をお願いいたします。  
会長よろしく申し上げます。

(会長) 受付番号115ですね、について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号115について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号116につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づき議事参与の制限により、退席をお願いをいたします。

(●●委員 午後1時56分 退席)

(会長) それでは、議案第3号受付番号116について、現地調査報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員) 議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号116の該当地につきましては、特に問題ないものと思われます。

(会長) それでは、続きまして受付番号116について、事務局から説明を願います。

(事務局) 議案第3号受付番号116につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載の

(事務局)

とおりになっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

また、議案書20ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、受付番号116について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号116について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後1時58分 入室)

(会長)

それでは、議案第3号受付番号まず117と118について、引き続き現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号117と受付番号118の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

それではまず、受付番号117について、事務局から説明を願います。



(事務局)

議案第3号受付番号117につきましては議案書21ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

また、議案書22ページにお付けしております農業経営の状況等及び18条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、受付番号117について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号117について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定いたします。

続きまして受付番号118について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号118につきましては議案書23ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページをご覧ください。

また、議案書24ページにお付けしております農業経営の状況等をご覧ください。こちら24ページに耕作面積のほうがゼロとなっております、新規就農者というような扱いとなっておりますところでございます。また年齢のほうがですね、高齢となっておりますところでございますけれども、娘さんと二人で耕作をされると

(事務局)

いうふうにおうかがいしておるところでございます。なおですね、先ほど新規就農と申し上げましたけれども、お話をお伺いしておりますと、もう20年程度ですね、ここの土地でヤミで借りておって、耕作をしておったと、この度、表に出したいというようなことをおっしゃられておったような案件でございます。なおですね、同じ24ページにお付けしております18条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは受付番号118につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号118について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定についてと議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、前者がですね、農地の中間管理権、それから後者のほうが利用権転貸となっております。関連をいたしますので、まとめて議題といたします。

なお農業経営基盤強化促進法第18条第1項決定について、農地中間管理権と農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権転貸については、今期初めてということでもございますので、事務局から説明を願います。

(事務局)

そうしましたらですね、皆さまのお手元にお配りしておりますクリップ留めの資料ですね。先ほど見ていただきました1枚目が補足説明、2枚目が写真となっております、3枚目以降が参考資料とさせていただきます。こちらのほうをご覧ください。この資料の、参考資料の次のページ、ページ番号は1番となっております。農地中間管理事業の推進に関する法律の概要というような資料が付いておるかと思えます。この絵にもございますとおりですね、真ん中の絵でございますけれども、農地の出し手、地主さんが農地中間管理機構という都道府県にひとつ指定される場所がありまして、こちらに農地を貸し付けて、その農地中間管理機構さんが地域の担い手さん、実際に農業をされる方に転貸するというような事業でございます。ここの中の農地中間管理機構につきましては、京都府においては京都府農業会議さんが農地中間管理機構に指定されておりますので、ここが間に入って農地の貸し借りをを行うというようなものでございます。議案でですね、二つに分けさせていただきますけれども、議案第4号の農地中間管理権というのが農地の出し手から中間管理機構さんのほうに貸し付ける内容でございます。議案第5号の転貸のほうにつきましては、農地中間管理機構から農地の受け手のほうに又貸しする、ここの審議の内容でございます。通常ですね、利用権設定でございましたら、間にこういった京都府農業会議というものが入らずにですね、直接出し手と受け手との間で貸し借りをを行うんですけれども、この間にこういうひとつ、かますことによってどういうメリットがあるのかというところでございます。それがですね、この資料の2ページ目以降ですね、次のページの農地中間管理事業の活用メリットというところの紙がございます。出し手、地域のメリットとしましては、要件を満たしたらですね、色々な補助金の対象になるということがあるようでございます。

(事務局)

マル1にございますような、地域集積協力金につきましては地域内の農地を一定割合以上、機構に貸し付けて、それを担い手さんに貸し付けたような場合であったら、協力金が地域に出るよというふうなお話でございます。なかなかその辺はちょっと、久御山町では難しいかもしれないですけど、そういうなんがあります。また、3ページ目でございますけれども、ふたつめ、マル2ですね、経営転換協力金、こちらのほうは今、持っている農地を全て機構に貸し付けて、っていうふうな場合におきましては、その地主さんに対して10アールあたり1.5万円の協力金っていうのがもらえると、カッコ書きにありますように、自給用の10アールを除外できるというようになっておりますので、10アール分だけは食いで残すことはできるというふうな話にはなっておりますけれども、リタイアするよというふうな方に協力金というのがあるようでございます。これは確かですね、令和5年ぐらいにはもう廃止されるというふうな話では聞いておるやつでございます。マル3につきましてはあんまりないですけども、ほ場整備等、そういうふうな整備事業と合わせて中間管理機構を使った場合においては、さらにその補助割合が、補助の交付率ですね、その辺が整備費に対する割合ですね、12.5パーセントであったりとか、そういった補助、上乘せがされるというふうなものでございます。他のメリットといたしましては、4ページ目でございます。農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減ということで、先ほどの経営転換協力金の話でもあったような話ですが、所有する全農地をまとめて貸し付けたような場合につきましては、固定資産税の軽減が受けられるというふうな話が4ページ目でございます。では、今まで申し上げていたのがですね、農地の出し手側のメリットになりまして、続いてその農地の受け手側、担い手側のメリットです。こちらは5ページ目でございますけれど

(事務局)

も、あまりこれやいうふうなメリットは少ないんですけども、下線を引かせていただいておりますようなかたちで、その貸し借りですね、通常でしたら、AさんBさん、AさんCさんというふうな貸し借りをしておりましたらですね、Aさんは地主でありますBさんCさんにそれぞれ口座振込なりですね、賃料を払う必要があるんですけども、こういう中間管理機構を使いますと、お金のやりとりは機構だけで済むと、機構にお金を振り込めば機構がそれぞれの地主さんに振り込んでくれると、そういうふうな事務手続きをしていただけるといのがメリットとなっておりますのでございます。中間管理機構の簡単な説明は以上とさせていただきます。

(会長)

ただ今、事務局のほうから説明がございました。それも参考にさせていただきますので、議案第4号、議案第5号の案件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第4号と議案第5号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

議案第4号受付番号3と議案第5号受付番号3の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第4号受付番号3、それから議案第5号これも受付番号3について、関連する内容でございますのでまとめて事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号3につきましては議案書25ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらが、地主さんから中間管理機構であります京都府農業会議のほうに貸し付ける内容となっておりますのでございます。

(事務局)

次に議案第5号受付番号3につきましては議案書次のページ、26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。こちらは、中間管理機構から担い手であります●●●●のほうに貸し付ける内容となっておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

また、議案書27ページに農業経営の状況を書かしていただいております。こちら、耕作面積がゼロとなっておりますけれども、今回、法人のほうに土地を貸し付けるというふうになっております。代表取締役の方はずっと個人経営というふうな話になっておりますけれども、こちらのカッコ書きの中で書かしていただいておりますのが、個人経営時にはこの面積をされておったというような内容となっております。またです、同じページにお付けしております18条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号3と議案第5号受付番号3について、2件につきましては、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号3、それから議案第5号受付番号3について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第4号受付番号3、議案第5号受付番号3については、可とすることに決定をいたします。

(会長)

本日の審議案件はこれで全部終わりたいと思います。これから報告に入ります。

それでは、報告第1号受付番号10農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、5条届出の案件を事務局から報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号10につきましましては議案書28ページをご覧ください。内容につきましましては記載のとおりでございます。

所在地につきましましては、詳細地図及び該当農地の写真17ページをご覧ください。

本件につきましましては、令和2年9月28日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号10の報告がですね、事務局からいただきました。この案件につきましまして、何かご意見等ございますか。よろしいですか。

はい、●●●委員。

(●●●委員)

すみません、これ今、露天駐車場って書いてあるけど、入口どこなんです。道、ないんですけど。

(事務局)

こちら議案書28ページの備考欄にも書かせていただいておりますとおりでですね、●●●●●●●●●●という南側の土地と一体で開発をされるというふうな案件でございまして、出入口につきましましては南側のその宅地部分から出入りをされるというふうに聞いております。

(●●●委員)

自分の土地から出入りしはるんでしたら良いとして、駐車場としてこれ、畑を許可した後で、転用かか

(●●●委員) って他の事やらはったらどうするんですか。

(事務局) こちらですね、都市整備課のほうとですね、露天駐車場というお話で今、覚え書きの締結作業に入っておるといふうに聞いておりました、今のところ、資材置場にするとか、そういうふうな計画はないとうかがっておるところでございます。

(●●●委員) そうやと思うんですけども、以前に違う農地で駐車場として許可を下ろした所が、今現在、資材置場にされてるといふのが出てきたけども、こういうのはどうなんですか。

(事務局) 農業委員会にですね、露天貸駐車場ということで、転用の届出がなされて、許可なり受理なりをした後ですね、一時的にでもその露天駐車場の使い方をされたらですね、そこで完了がなされたというふうな取扱いとなっております、完了がなされますと、その後どういった使い方をなされるかどうか、その後、駐車場を資材置場に変えられたりですね、そこにつきましてはもう、農業委員会の範疇ではなくて、都市整備課さんの指導の範疇になってくるかなと思っておるところでございます。

(●●●委員) それは良いんですけども、周りでまだ畑とかされてる場合、そこが資材置場になったりして色々な物を置かれると周りの畑等々には迷惑がかかるということになりますので、その点、何ていうのか、申し合わせですか、何か書いたあるもんあって、ちゃんとできてるもんか、それとも、農業委員会は農地から変わるとそんで終わりやということで、この前もちょっとお聞きしましたけれども、その後、どないでもできるということでもいいんですかね。それともうひとつ。今までに他所の耕作地で、初め農地を転用されて、小屋か



(●●●委員) なんか建てるという予定で許可を下ろして、それが資材置場になった所もあるみたいなんですわ。その辺どうですか。

(事務局) 申請の時のですね、転用目的と実際に転用された内容が違ふということであれば、それは変更の届出であったり変更の許可が必要になってくるかとは思いますが、いったん一度でもですね、駐車場として利用をなされたりですね、そういうふうな形状になっておいたら、それをもって農地転用は完了というふうな取扱いとなっております。その後ですね、その駐車場となった、宅地となった部分をどう利用されるかというところにつきましては、そちらのほうは、もう農地法のお話ではなくて、都市計画法であったり、建物を建てるのであれば建築基準法であったり、他法令の規制に係りますので、そういう資材置場にされる場合におかれましては、周りに迷惑のかからないようなかたちで、産業課ではありませんけども、都市整備課なり他の課が指導されるものと思っておるところでございます。

(●●委員) はい。

(会長) どうぞ。

(●●委員) そらね、わかるけどね、そしたらいったん農地転用して、ガレージに使われたらもう農業委員会のほうには関係ないということやと、今、聞いてたらね。都市整備のほうになると。そんな無責任なことであえの。農業委員会は農地転用した責任があると思うねん、私。だから、後はもう、いったんそれで駐車場として使ってもうたら、後、何しはってもかまへんと、そんなことで私はその責任逃れというんか、都市整備に持って行ったらいかんと思うねんけどね。やっぱりある

- (●●委員) 程度までは、農業委員会が許可してんやさかいにね。責任持たなあかんと思うねんけどね。
- (事務局) 農業委員会の責任といたしましては、その申請の内容と違うことをされておったら、それは。
- (●●委員) わかるよ、それはわかるよ。
- (事務局) そこまでが農業委員会の責任とっておきまして、その後の責任につきましては、まちづくりの担当課であります都市整備課の責任になってくるかとは思いますが。
- (●●委員) あのね、私らね、その農業委員会、都市整備ということで話してへんわけや、一般の人は。やっぱり久御山町の町政がどうなんかいいうことで、みんな見てるわけや。農業委員会の責任ない、都市整備の責任や、っていうようなことやなしに久御山町全体として考えてくれなあかんわ。そんなええかげんなもんで。私、知りません、うちの課はもう手離れてます、知りませんっていうことでええねやろか、会長。どうやろ。
- (会長) 今のそのですね、ここはまず、市街化。
- (●●委員) 言うてることはわかってんねんで。
- (会長) はい。市街化っていうのがひとつのネックやと思うんですね。市街化の場合は届出ということですので、あくまで、こういうふうが届出しますよというのであればね、それでいったん受理するということになると思うんです。
- (●●委員) 後、責任持ってもらわなあかんわ。

(会長)

後ね、例えば今はどうか分からないですけど、例えば他の目的に転用される場合はですね、合議って回らへんのかな。こういうふうに変ったということで、覚書か何かが。例えば、都市整備から今回、こういうかたちで目的変更が出ましたということで、合議回って来へんの。

(事務局)

開発にあたる時は。

(会長)

開発にあたる場合はね、当然、いったん農業委員会のほうにもキックバックで返ってくると思うんですね。その時に、こういうふうにしてくださいというような声があるということで、ある一定、お願い事項になるかと思えますけどね。やっぱりその辺で、合意文の中に入れていただくというような運びになるかとは思いますが。

(●●委員)

わかってんねんけどね。そんな無責任なことではいかんと思うんやけどね。

(会長)

ひとつはこれ市街化、なんべんも言いますが市街化ということですのでね、少し、いったんそれで目的を達成されますと、それ以上のことはちょっと追求はできないということ。だから、後、町のほうとですね、先ほど●●委員が言われましたように、町のほうと一緒にあってね、後の転用の目的替わった場合は、一緒にあって指導していくという話になるかと思うんですけども。ちょっとおかしいですか。

(●●委員)

わかってるわかってる。わかってるんやけど、そんな無責任なことをね、町民っちゅうたら久御山町行政ということで見てるねんやさかいにね、農業委員会、産業課、都市整備、いうことで見てるやさかいにね。

(会長)

だから、当然そうなるとは思うんですね。町は、町はっていうことになると思うんですけども、だから次の目的変更の場合は、今言うたように、主たる課は都市整備になるかと思えますけども、当然、農業委員会のほうにも、こういうことでということで、意見の照会があったりということがあると思うんです。その時に、一定のお願い状というんですか、それを訴えていくと、言うていくということは可とは思うんですけどもね。

(●●●委員)

ちょっと、もう一回。

(会長)

はい。

(●●●委員)

駐車場から物が建ったら転用でまた建てんなんけど、駐車場から物を置くのには何も言わんでも、そのまましたらええだけのことや。それで駐車場、資材置場はあくまでもかたちとしての資材置場。物を置くということです。名前見たらこれ、あまりたいした会社ちゃうけども、八幡市みたいになったら困るからね。●●●地区は周りに住宅があるから特にそれを言うてるだけであって。別にやらはることに問題はないけども、住宅の横で、八幡地区でようけあるけど、ああいうかたちになってしもてからでは遅いということです。五差路の横にも昔ありました。それがきれいになったんは後からですけども。そういうようになってきたら、どないしようもないから、ちょっとまた、意見だけ言わしてもらおう。

(会長)

今、●●●委員がおっしゃったことは重々、私どもはよくわかるんですけども、一定、転用の行為はですね、ここは準工なんかな。第1種住居地域ですね。この辺がね、引っかかる。色々な都計法関係のあれになるかと思うんですけども。だから、その辺で用途に合

(会長)

った転用ということが必要かと思うんですね。だから、資材置場、露天駐車場、いずれにしても露天もんということではですね、だから車を置くか資材を置くかということで、どちらも転用になるかと思うんですね。ただ、資材の場合はどういう物を置かれるかというのが未知数な部分がありますので、少し心配な部分があるんですけど、駐車場となればね、車ということになるんですけども、その辺が少し、指導がしにくい部分があるかとは思いますが。実質、資材の場合は目的がですね、変わるので、その辺については一定の、都市整備と一緒にやって指導等していくということになるかと思えます。今、●●委員が言われたようにですね、町一体となって、その辺のところらへんの指導をしていく必要があるというふうに思えます。よろしいですか。心配な部分もあるわけですが、一定、今は現時点でのですね、判断ということになるかと思えますので、その辺についてはご承知いただきたいというふうに思えます。

その他、何かございませんか。よろしいですか。報告事項でございますので、その点ご理解のほうよろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、報告第2号受付番号7ですね、農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、賃貸借合意解約を事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第2号受付番号7の賃貸借契約合意解約につきましても、今期初めての案件でございますので、事前に説明をさせていただきます。

こちら、先ほど見ていただきました参考資料のですね、6ページ目以降がこの農地の賃貸借の解約に関する資料となっておりますのでございます。7番ということで、農地の賃貸借の解約等と書かれておりま

(事務局)

す。ここの下線部にありますように、農地の賃貸借の当事者が農地等の賃貸借の解除や解約の申入れをする場合は、都道府県の知事の許可っていうのを原則受けなければならないというふうになっておるところでございます。ただですね、昨今こういう京都府許可を受けての解除、解約というのが少なくなってきました、大体の場合がですね、この資料の2番目の許可の対象、その下に許可不要の場合というところがございます。この許可不要の場合というのが例えばですね、合意の解約。双方が合意をされたような場合につきまして、京都府知事の許可はいらないというふうになっております。もうほとんどの場合がこういう合意解約になっておりまして、京都府知事の許可がいらないというふうな案件になっておりまして、このような報告の案件として報告させていただいておるところでございます。そうしたら逆に、その許可がいるような場合というのはどういう場合かというふうな話でございますが、逆に返せばですね、地主さんと借り手さんがもめているような場合で、借りてるほうが返さへんとか言うたはるような場合に、なんとか返してもらいたいというような場合であれば、こういうような京都府知事の許可の対象になりますし、農地を荒らしているのに返してくれへん、そういう場合や、後は相手さん、借り手、大昔からの貸し借りで、もう借り手が誰やわからない、借り手が相当昔から貸してはるような内容で、誰が今、借りているかわかんようになってしまっているような場合、こういった場合が京都府許可、京都府知事の許可の対象となるような案件でございます。すみません、説明は以上とさせていただきます、議案書に移らさせていただきます。

( ● ● 委員 午後 2 時 2 9 分 退席 )

(事務局)

今回の案件は合意解約の案件でございます。報告第2号受付番号7につきましては議案書29ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。上にある表に書いてある内容につきましては、これは以前からの貸し借りの内容でございます。終期令和5年10月31日までの予定やったんですけれども、この度、合意解約がなされまして、この下の米印にありますようなかたちで令和2年9月30日で合意解約がなされたというような内容でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真18ページをご覧ください。

本件につきましては、令和2年10月14日付けで会長専決をいたしまして、受理いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号7について、事務局から報告がございました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

この案件について、私の担当エリアでして、文書です。対象農地を調査していただきたいという文書が来たんですが、私、初めて農業委員やってるんで過去の経緯というのがわからないんですが、この調査していただきたいということで、現地行って見たんですが、50センチぐらい草が生えてるというかたちで報告すると、貸し手の方と話すると、もうすでに2年ほど前から自分が代かきとかして、草生えないようにしているというのが実体だったんですけれども、そういう実体は調査の前提として、情報はなぜ、事務局は知らないのか、情報をもらってないから調査する意味がない、私が。ようするに貸し手側が面倒見てる農地な

(●●委員)

のに、農業委員が見に行けというのは理由がわからん。

(●●委員 午後2時31分 入室)

(事務局)

こちらのほうにはですね、この利用権設定がなされたというふうな情報しかございませんでして、実質、その貸し手の方が管理されておったというふうな情報はなかったというのが実際のところでございます。通常ですね、こういうような合意解約がなされますと、通常はこの借り手の方が管理されておりますので、返さるることによって荒れてしまう可能性がございます。そういうことがないかどうか、その辺を確認いただきたいということでございまして、今の●●委員さんのお話の情報が、こちらのほうもわかっておりませんでした。貸し手の方がですね、実質は管理されておったということであれば、特段問題ないというふうなお話になってくるかなと思うところがございます。

(●●委員)

いや、問題ないのはわかるんですが、草が生えてるというのを事務局に報告した場合ですね、貸し手の方に草を刈り取れという指示が出てるんですよ。なぜ、今までそんな事務处理的にはですね、まだ貸してる状態ですよ、借りてるほうがきれいにして返すべきじゃないんですか。私が報告したんに対して、事務局の動きが反対じゃなかったかと。

(事務局)

こちらにつきましては、こちらの申請書が窓口に来ておりますのが9月30日に合意解約をして引き渡しをしたというふうなかたちでおうかがいしておるところでございます。その後の管理につきましては、基本的には貸し手のほうに戻りますので、貸し手の方が管理しなあかん農地に戻ります。その辺の関係で



(事務局) すね、貸し手の方に草を刈ってくださいという話になること自体はそこまでおかしいことではないかとは思いますが。

(●●委員) いや、だけど2ヶ月しかたっていないのに草が生えるのにね、なぜ、貸し手が処理する必要があるんです。

(事務局) 借り手、貸し手のそこはもう話し合いでございまして、基本的にはですね。

(●●委員) 話し合いがあったらそれを言うてもらわないと現地調査した意味がないですよ。空振りですよ、こんな。

(事務局) こちら借り手のほうから聞いておりますのが、実際のところ、現状のまま返すということについて、貸し手の方にもご納得されたというふうにおうかがいはしておいたところなんです。今後ですね、借り手の方がですね、草を刈って原状回復、原状回復といいますか草を刈ったうえで返すというふうなお話になっておらなかったというふうに聞いてはおりますけれども、ちょっとお話していく中でですね、この借り手の方が草を刈るというふうな話で今は落ち着いたというふうにおうかがいしておるところでございます。

(●●委員) いや、それは聞きましたけどね。それなら、調査依頼のね、文章の中にね、具体的に何を調査するかを明記してほしいですね。農地について調査いただきたいと、何を調査しろという文章なのかを最後、ひとつだけ答えてほしいですね。

(事務局) 基本的にはですね、これは報告案件でございますので、これがあかんとかええとか、そういうふうなこと

(事務局)

について現地を見て判断いただくとかっていうことではございませんでして、この出てきた案件について、何かひと言、地主であったり借り手であったり、何かお伝えすることがあるかどうか、そういった意見が地元委員さんにあるかどうか、その辺をお伺いしておるところでございますので、具体的にですね、その現地を見なあかんとか、そこまでを求めているものではございませんでして。

(●●委員)

だから、この依頼文章にそれを明記してほしい言うてんねん。

(事務局)

ですんで、こちらは合意解約でございますので、草の状況ですね、を確認いただくぐらいのことかとは思っています。

(●●委員)

書いてほしいねん。

(事務局)

別に草に限らず、何かお気づきの点があれば教えてくださいというくらいのものでございます。

(●●委員)

文章ではそういうふうには書けないんですか、依頼文章に。

(事務局長)

次回から依頼するに際して、どういった目的で何を委員さんをお願いしたいか、これをもう少ししていねいに表現させてもらいたいと思いますので。その文書を受け取っていただいて、もうひとつちよっところね、何を訴えてんのかわからへんとなったらご連絡いただければ、そのあたり、説明もさせてもらおうかなと思いますので。まずは通知のほうに記載等させてもらう方向で調整させてもらいたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(会長)

●●委員、そういうことでよろしいですか。

(●●委員)

はい。

(会長)

それではその他、何かございませんか。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問等ないでございませので、これで予定をしておりました審議と報告事項は全て終わりたいと思います。

---

午後2時38分 終了

---